

四半期報告書

(第103期第3四半期)

自 2019年10月1日
至 2019年12月31日

サンコール株式会社

E 0 1 4 0 2

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	8

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	9
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	9
(5) 大株主の状況	9
(6) 議決権の状況	10
2 役員の状況	10

第4 経理の状況	11
1 四半期連結財務諸表	

(1) 四半期連結貸借対照表	12
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	14
四半期連結損益計算書	14
四半期連結包括利益計算書	15

2 その他	18
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	19
-------------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年2月13日
【四半期会計期間】	第103期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	サンコール株式会社
【英訳名】	SUNCALL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 忠雄
【本店の所在の場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 杉村 和俊
【最寄りの連絡場所】	京都市右京区梅津西浦町14番地
【電話番号】	075-881-8111 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務・管理部門長 杉村 和俊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第102期 第3四半期連結 累計期間	第103期 第3四半期連結 累計期間	第102期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	34,981	31,547	45,812
経常利益 (百万円)	3,314	1,159	3,557
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	2,177	1,201	2,314
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,781	1,002	1,691
純資産額 (百万円)	36,370	36,465	36,280
総資産額 (百万円)	51,208	51,793	50,481
1株当たり 四半期(当期) 純利益 (円)	68.30	37.70	72.59
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期) 純利益 (円)	67.78	37.47	72.04
自己資本比率 (%)	70.8	70.2	71.7

回次	第102期 第3四半期連結 会計期間	第103期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	24.57	27.57

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
- 3 純資産額には、当社取締役への業績連動型株式報酬として信託が保有する当社株式が自己株式として計上されております。同期間の1株当たり四半期(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本文の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米中の通商問題や英国の欧州連合離脱問題の長期化等により依然先行き不透明な状況で推移しました。米国では設備投資が抑制されるなどのマイナス要因もありましたが、良好な雇用環境と株式などの資産価格の上昇が消費マインドを下支えし、経済成長率を維持しました。一方、中国経済は対米輸出が減少したものの、ハイテク製造業向け減税などの景気刺激策等により緩やかな減速となりました。ユーロ圏では海外景気の減速に伴い企業活動が停滞しましたが、良好な所得環境を受けた個人消費の拡大が景気の下支えとなりました。日本では個人消費や公共投資などの内需が依然として底堅く推移したものの、世界経済が勢いを失ったことで企業収益は低迷しました。

当社グループの主な事業領域である自動車分野は、世界最大の自動車市場である中国で米中貿易摩擦による景気先行き不安の影響などにより新車販売の停滞が鮮明となるなど、世界新車販売の成長をけん引してきた新興国にブレーキがかかり、日米欧も振るいませんでした。

また、電子情報通信分野では、停滞が続いているデータセンター向け投資が再開するなど、足元では緩やかな回復の兆しが見られました。

当社グループの業績もこのような外部環境の影響を強く受け、自動車分野は中国市場での販売が減少したことにより、欧州向けの弁ばね用鋼材の輸出も自動車排ガス規制強化前の駆け込み需要の反動により低迷しました。電子情報通信分野の市況は徐々に改善し、HDD用サスペンションの需要も回復傾向にあるものの販売は高水準だった前年度からは大きく減少しました。その結果、売上高は315億47百万円（前年同四半期比9.8%減）となりました。

利益面では、自動車関連製品の採算は改善傾向にありますが、一部のアジア子会社を除き、世界経済の停滞による減収の影響に加え、HDD用サスペンションの新規モデルの開発・量産コスト等が先行したため、営業利益は10億70百万円（同65.0%減）となりました。経常利益は11億59百万円（同65.0%減）、投資有価証券売却益等により親会社株主に帰属する四半期純利益は12億1百万円（同44.8%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<日本>

自動車分野では、シートベルト用部品やHV関連部品などは順調な販売が継続したものの、中国市場の減速によりミッション用部品などの主要製品の出荷数が減少し、加えて弁ばね用鋼材の輸出も欧州市場の冷え込み等により前年を下回りました。また電子情報通信分野でもニアライン向けHDD用サスペンションの需要回復が当社製品の販売を大きく伸ばすまでには至りませんでした。

結果として、セグメント売上高は207億19百万円（前年同四半期比12.3%減）、減収およびHDD用サスペンション開発コスト等によりセグメント利益は7億77百万円（同65.3%減）となりました。

<北米>

メキシコ子会社の弁ばね用鋼材及び自動車関連製品の販売は順調に推移しました。米国子会社の自動車関連製品ではミッション用部品の販売低調をエンジン用部品がカバーしましたが、通信関連販売は通信産業界の設備投資が鈍り前年比で減少しました。その結果、セグメント売上高は51億76百万円（前年同四半期比2.1%増）となりました。

利益面では、関税増加の影響や生産性改善遅れに伴う原価高などにより、1億24百万円のセグメント利益（同43.6%減）となりました。

<アジア>

ベトナム子会社のプリンター関連は好調を維持し増収増益となり、タイ子会社も景気減速の影響を受けましたが高水準の収益を維持しました。一方、中国子会社は内外需の不振により自動車・電子情報通信分野ともに前年業績を下回り、一部子会社の工場移転コストも膨らみました。

結果として、アジアセグメントの売上高は68億85百万円（前年同四半期比13.4%減）、セグメント利益は7億18百万円（同39.1%減）となりました。

製品区別別の売上業績を示すと、次のとおりであります。

(自動車分野)

[材料関連製品]

材料関連製品では、メキシコ子会社の弁ばね用鋼材販売は前年を上回りましたが、日本からの欧州向け販売は排ガス・燃費規制強化等の影響が残り需要が伸びませんでした。また、精密異形材についても中国自動車市場が停滞したことなどにより販売不振が続きました。その結果、売上高は37億82百万円（前年同四半期比12.7%減）となりました。

[自動車関連製品]

自動車関連製品では、シートベルト関連やHV関連などの一部製品は前年比で増加しましたが、世界的な自動車市場の減速による下押し圧力が強まりました。特に中国向けはエンジン用・ミッション用部品が前年に比べ大幅に減少しました。その結果、売上高は190億79百万円（前年同四半期比4.8%減）となりました。

(電子情報通信分野)

[HDD用サスペンション]

HDD用サスペンションは、大手IT企業のデータセンター投資は前年末より続いている低迷から足元では復調の兆しが見受けられましたが、販売数量の増加には至らず、売上高は41億78百万円（前年同四半期比33.7%減）に留りました。

[プリンター関連]

プリンター関連は、ベトナム子会社で製造・販売するシャフトのうちTUBEタイプや事務機器向けは増加しましたが、中国子会社ではシャフト事業移管により規模が縮小し、タイでは景気減速の影響などを受けた結果、売上高は26億33百万円（前年同四半期比10.5%減）となりました。

[通信関連]

通信関連は、主な市場である北米・中国における通信機器産業界の投資抑制などに伴い販売は落ち込み、売上高は6億73百万円（前年同四半期比19.7%減）となりました。

(その他製品)

その他製品では8月から新たに量産出荷を開始したスマートフォン用部品販売が寄与し、売上高は12億円（前年同四半期比129.6%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

[資産]

総資産は517億93百万円（前連結会計年度末比13億11百万円増）となりました。これは主に、配当金や固定資産の取得に伴う支払い等により現金及び預金が23億49百万円減少した一方、棚卸資産が9億35百万円、設備投資やIFRS第16号「リース」の適用等により有形固定資産が22億38百万円増加したことによります。

[負債]

負債は153億27百万円（前連結会計年度末比11億26百万円増）となりました。これは主に、納税などにより未払法人税等が3億14百万円、外部借り入れの返済等により長期借入金が3億60百万円、賞与支給により賞与引当金が1億70百万円減少した一方、支払手形及び買掛金が8億59百万円、IFRS第16号「リース」の適用等により固定負債その他に含まれる金融負債が4億43百万円増加したことによります。

[純資産]

純資産は364億65百万円（前連結会計年度末比1億85百万円増）となりました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する四半期純利益により12億1百万円、株価の上昇によりその他有価証券評価差額金が1億12百万円増加したものの、配当により利益剰余金が6億47百万円、前期末からの為替変動により為替換算調整勘定が3億2百万円減少し、また自己株式が取得等により1億60百万円増加したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、対象会社の経営陣の賛同を得ずに一方的に行われる大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきたさまざまな専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉および当社を支えていただいているステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがいまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社および当社グループは、上記①の基本方針の実現のために、次のとおりさまざまな取組みを行っております。

1) 自動車分野の拡大

グローバル市場での競争が激化する中、既存製品群とその応用製品での販売拡大を進めます。世界自動車販売台数は2020年頃には約1億台に達することが予想され、当社連結売上の約7割を占める自動車分野はさらに成長が見込める事業と考えております。当社は、材料関連製品、自動車関連製品における強みを大いに発揮し、さらに一層のシェアの維持・拡大に努めて参ります。

(ア) 弁ばね用材料事業の拡大

弁ばね用材料事業において、客先需要が当社の生産能力を超えることが予測されることを踏まえ、将来需要に備えるべくグローバルな生産体制の整備を目指し、京都工場、中国、メキシコの3拠点による材料生産体制の増強を進めて参りました。2016年にはほぼ生産体制が確立し、今後は新規顧客の開拓も進め、更なる需要の取り込みを進めて参ります。3拠点からの供給を効率的に行うことにより、BCP対応も含めて万全の態勢で臨んで参ります。

(イ) 「材料から製品までの一貫生産」の強みを活かす

「材料から製品までの一貫生産」の強みを最大限活かし、HV車用弁ばね材料や高トルクぜんまいばね用圧延材など材料開発にも取り組んでおり、顧客の技術要求にも対応して参ります。

・シートベルト用ぜんまいばねと材料のシェア拡大

自動車ユーザーの安全に対する意識が向上するとともに、自動車における安全装置の重要性も高まっていきます。

シートベルトについても、需要増を見込みグローバル・シェアを拡大すべく、さらに供給能力を引き上げてゆく方針です。当社は、韓国企業との合弁会社で材料を一極集中生産することで、生産効率の向上とスケールメリットを追求し、他方、ぜんまいばねの製造については、グローバル拠点を活用することで、現地顧客のニーズを確実に掴み対応する体制を構築しています。メキシコにおいて量産を開始、北米市場参入を促進していきます。

2) 電子情報通信分野—経営資源の集中と開発・営業力の強化

電子情報通信分野は技術革新や需要変動リスクを伴うものの、クラウドコンピューティング化の促進や北米市場の拡大が予測されることから、当社連結売上の約3割を占める電子情報通信事業は、成長が予測されるデータセンター市場や企業向けサーバ部品をターゲットに経営資源を集中し、開発力、営業力を強化しシェアの維持・拡大を図ります。

3) 新規事業への取組み

当社の得意とする精密塑性加工技術と電子情報通信部品製造技術を応用して、自動車電動化部品の開発、医療・環境分野への参入を進めています。

(ア) 自動車電動化部品

次世代自動車（HV・PHV・EV・FCV）の需要は、各国の燃費規制強化に伴い2025年以降加速することが予測されています。当社は精密塑性加工技術・塗装技術・接合技術を活かした以下の製品開発に取り組んでいます。

・シャントonバスバー

バスバー一体型の大電流センサーで低電流から大電流（200～800アンペア）まで高精度に検出します。国内外からの引き合いも多く、一部部品は量産用として正式採用が決まり2017年度より販売を開始いたします。

・バスリング

モーターの配線作業を大幅に簡素化できる新しいバスリングで、1本の銅の平角線からの成形でプレス金型が不要であり、小ロット対応が可能な製品です。これによりHV車、EV車等のモーター、産業用モータ一等に使用が可能な製品です。

・角線マグネットワイヤ

当社の特許技術・圧延技術による角線を使用することによりモーターの小型化、ならびにアルミ製による軽量化および耐熱性の向上等の特性を有しております。これらの特性により、当社のモーターコイル用マグネットワイヤは、車載モーターや電気製品搭載モーターのコイル材として使用可能な製品です。

・ワイヤレス給電コイル

異形断面材のエッジワイヤ曲げ技術、およびリクトルコイルの加工後塗装技術の応用等による大電流用の非接触給電コイル製品であり、異形断面性による丸線の約半分のコイル厚、加工後塗装による高い耐電圧性、および安定形状による周波数安定性を有しております。これらの特性により、EV車や電車等大電流用の給電コイル、高速道路の移動給電システム用給電コイル等に使用可能な製品です。

(イ) 医療・介護機器

京都大学COIプログラムで取り組んでいます脳卒中後の歩行リハビリロボットは、1号機を更に改良した2号機が完成し、今年度より評価データ収集を本格化させ完成度を高めて参ります。

(ウ) 環境・エネルギー関連市場への参入

当社は、太陽電池に使用されるシリコン・ウエハの切断ダイヤモンド砥粒電着ワイヤーソーの量産体制を確立し、受注活動を進めています。

また、独自開発した連続炭化装置は、高温水蒸気の利用により、材料を燃やす必要がなくCO₂削減を可能としています。この装置により量産した竹炭は、タッチパネルインク材料として販売を開始しています。今後は、付加価値の高い微粒子炭の用途開発に挑戦して参ります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を更新することといたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資らない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

大規模買付行為を行う者又は提案する者（以下「大規模買付者」といいます。）が、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けまたは当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けのいずれかにあたる買付を行った場合は、新株予約権の無償割当て、その他当社取締役会が適切と認めた対抗措置（以下「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます（大規模買付者から当社への連絡は、書面または口頭を問わず、全て日本語にてなすものとします。）。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、かかる情報を追加的に提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報・資料等に基づき、また、必要に応じて外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ながら、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討を行い、当社取締役会による代替案の検討及び大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

さらに、大規模買付者から大規模買付行為に係る提案がなされた事実とその概要、本必要情報の概要その他の状況及び当社取締役会としての意見を速やかに情報開示します。

当社取締役会は、当該対抗措置を発動するか否かの判断において、原則として社外役員から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

当社は、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思の確認手続として、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択できるものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催される場合もあります。但し、(a)大規模買付ルールが遵守されない場合、(b)大規模買付ルールが遵守され、かつ、当社取締役会が当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合、(c)大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に反すると判断される場合には、原則として、株主意思の確認手続は行われません。

④具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記②記載の取組みが、当社の企業理念に根ざした企業価値向上策として、また、上記③記載の取組みが下記に記載するような合理性を有する買収防衛策として、いずれも上記①記載の基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省・企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方方に沿うものであります。

・株主共同利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されるものです。

・株主意思を重視するものであること

本プランは、2017年6月23日開催の当社第100期定時株主総会において承認の決議を得て更新されたもので、その有効期間は2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになります。

さらに、本プランは、独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して対抗措置の発動に関し予め株主意思確認手続を行うべき旨の留保を付した場合、また独立委員会の勧告の内容にかかわらず当社取締役会が自らの判断で株主意思確認手続を行うべきと判断した場合には、対抗措置の発動の賛否に関する株主意思を確認し、本プランに基づいた対抗措置の実施について、株主の皆様に直接ご判断いただくこととなっております。

・合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

・独立性の高い第三者の判断を重視すること

当社は、本プランにおいて、大規模買付行為が行われる場合、当社取締役会の恣意的な対抗措置の発動を排除し、株主の皆様のために客観的な判断を行う諮問機関として、独立委員会を設置することとしております。独立委員会は、公正かつ中立的な判断を確保するため、原則として3名以上の当社社外取締役または当社社外監査役により構成されます。

独立委員会は、大規模買付行為が行われた場合には、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるか否か等を判断します。そして、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反することとなる場合を除き、当該勧告に従うものとします。

このように、独立性の高い独立委員会による勧告を尊重することにより、当社取締役会の恣意的な判断を排除し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保を図る目的に沿った本対応方針の運用が行われる枠組が確保されています。

・デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大規模に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができます。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.suncall.co.jp/>）をご参照ください。

※「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」につきましては、2017年6月23日開催の第100期定時株主総会において決議いただいた内容を記載しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の総額は、8億29百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数（株） (2019年12月31日)	提出日現在発行数（株） (2020年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	34,057,923	34,057,923	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	34,057,923	34,057,923	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2020年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	—	34,057,923	—	4,808	—	2,721

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,667,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 32,354,900	323,549	—
単元未満株式	普通株式 35,723	—	—
発行済株式総数	34,057,923	—	—
総株主の議決権	—	323,549	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」における普通株式には、業績連動型株式報酬制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している当社株式379,500株が含まれております。
 2. 「単元未満株式」における普通株式には、業績連動型株式報酬制度の信託財産として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有している当社株式20株が含まれております。

②【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) サンコール株式会社	京都市右京区 梅津西浦町14番地	1,667,300	—	1,667,300	4.90
計	—	1,667,300	—	1,667,300	4.90

(注) 自己株式数には、業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式数379,500株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,861	9,512
受取手形及び売掛金	9,472	9,559
商品及び製品	1,727	2,130
仕掛品	1,981	2,052
原材料及び貯蔵品	1,858	2,319
その他	550	784
流動資産合計	27,452	26,359
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,909	5,648
機械装置及び運搬具（純額）	7,480	7,517
その他（純額）	4,183	5,645
有形固定資産合計	16,573	18,811
無形固定資産	464	450
投資その他の資産		
投資有価証券	4,697	4,895
その他	1,294	1,275
投資その他の資産合計	5,991	6,171
固定資産合計	23,029	25,433
資産合計	50,481	51,793
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,323	6,182
短期借入金	—	236
1年内返済予定の長期借入金	692	632
未払法人税等	394	79
役員賞与引当金	—	12
賞与引当金	439	268
その他	3,845	4,105
流動負債合計	10,694	11,519
固定負債		
長期借入金	1,864	1,563
退職給付に係る負債	908	942
株式給付引当金	56	72
その他	677	1,230
固定負債合計	3,506	3,808
負債合計	14,201	15,327

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,808	4,808
資本剰余金	2,827	2,824
利益剰余金	27,092	27,645
自己株式	△903	△1,063
株主資本合計	33,824	34,215
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,475	2,588
繰延ヘッジ損益	—	△1
為替換算調整勘定	△336	△638
退職給付に係る調整累計額	222	214
その他の包括利益累計額合計	2,361	2,162
新株予約権	94	87
純資産合計	36,280	36,465
負債純資産合計	50,481	51,793

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	34,981	31,547
売上原価	28,150	26,623
売上総利益	6,830	4,923
販売費及び一般管理費		
運送費及び保管費	607	533
報酬及び給料手当	948	967
役員賞与引当金繰入額	19	13
賞与引当金繰入額	56	51
退職給付費用	58	67
その他	2,080	2,220
販売費及び一般管理費合計	3,770	3,852
営業利益	3,059	1,070
営業外収益		
受取配当金	141	155
物品売却益	93	79
為替差益	83	—
その他	74	53
営業外収益合計	393	288
営業外費用		
支払利息	106	114
持分法による投資損失	28	47
為替差損	—	25
その他	2	11
営業外費用合計	138	198
経常利益	3,314	1,159
特別利益		
固定資産売却益	12	2
投資有価証券売却益	12	563
その他	1	0
特別利益合計	26	566
特別損失		
固定資産廃棄損	35	16
在外子会社特別退職金	31	—
在外子会社移転関連費用	221	—
その他	10	2
特別損失合計	299	18
税金等調整前四半期純利益	3,041	1,708
法人税、住民税及び事業税	771	356
法人税等調整額	92	149
法人税等合計	864	506
四半期純利益	2,177	1,201
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,177	1,201

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	2,177	1,201
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△369	112
繰延ヘッジ損益	0	△1
為替換算調整勘定	△14	△292
退職給付に係る調整額	△11	△7
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	△9
その他の包括利益合計	△396	△198
四半期包括利益	1,781	1,002
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,781	1,002
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(会計方針の変更)

(IFRS第16号「リース」の適用)

国際財務報告基準を適用する在外子会社において、IFRS第16号「リース」を第1四半期連結会計期間の期首より適用しております。当該会計基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
KOBELCO SPRING WIRE (FOSHAN) CO., LTD.	129百万円	119百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	2,231百万円	2,338百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	323	10.0	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金
2018年11月7日 取締役会	普通株式	258	8.0	2018年9月30日	2018年12月10日	利益剰余金

(注) 2018年6月22日定時株主総会決議及び2018年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、それぞれ業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円及び3百万円が含まれております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	356	11.0	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金
2019年11月7日 取締役会	普通株式	291	9.0	2019年9月30日	2019年12月10日	利益剰余金

(注) 2019年6月25日定時株主総会決議及び2019年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、それぞれ業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円及び3百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	22,395	5,061	7,523	34,981	—	34,981
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,226	6	431	1,664	△1,664	—
計	23,622	5,068	7,955	36,646	△1,664	34,981
セグメント利益	2,243	220	1,181	3,645	△585	3,059

(注) 1 セグメント利益の調整額△585百万円には、セグメント間取引消去△5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△579百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務・管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位：百万円)

	日本	北米	アジア	合計	調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
売上高						
外部顧客への売上高	19,792	5,170	6,583	31,547	—	31,547
セグメント間の内部売上高 又は振替高	926	5	302	1,234	△1,234	—
計	20,719	5,176	6,885	32,781	△1,234	31,547
セグメント利益	777	124	718	1,620	△549	1,070

(注) 1 セグメント利益の調整額△549百万円には、セグメント間取引消去22百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△572百万円が含まれております。全社費用の主なものは、当社の業務・管理部門等にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益	68円30銭	37円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	2,177	1,201
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（百万円）	2,177	1,201
普通株式の期中平均株式数（千株）	31,880	31,865
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	67円78銭	37円47銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	247	198
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 純資産の部において自己株式として計上されている業績連動型株式報酬制度に係る信託口に残存する当社株式は、1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（前第3四半期連結累計期間462千株、当第3四半期連結累計期間409千株）。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第103期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）中間配当については、2019年11月7日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。なお、中間配当による配当金の総額には、業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

1 配当金の総額	:	291百万円
2 1 株当たりの金額	:	9 円
3 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	:	2019年12月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月12日

サンコール株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井尚志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩淵貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサンコール株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サンコール株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。